

## 協議第50号

### 児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて提出する。

平成16年3月18日提出

本荘由利一市七町合併協議会  
会長 本荘市長 柳田 弘

#### 児童福祉事業の取扱いについて

---

- (1) 乳幼児医療については、矢島町、岩城町、由利町、東由利町及び西目町の例により実施し、就学前医療費の無料化を図る。
- (2) 地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置を行う。
- (3) 放課後学童クラブについては、要綱を統一して新市で実施する。児童館活動での対応は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4) 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (5) 保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設定する。ただし、保育料が増額となる階層については合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一する。

平成 年 月 日確認

## 本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 児童福祉事業の取扱い
関 連 項 目	乳 幼 児 医 療 地域子育て支援センター 放課後学童クラブ 保 育 所 保 育 料

調整内容	1. 乳幼児医療については、矢島町、岩城町、由利町、東由利町及び西目町の例により実施し、就学前医療費の無料化を図る。 2. 地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置を行う。 3. 放課後学童クラブについては、要綱を統一して新市で実施する。児童館活動での対応は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 4. 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 5. 保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設定する。ただし、保育料が増額となる階層については合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一する。
------	---

各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)

項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町														
乳幼児医療	福祉医療（県事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分について、県と市町が1/2ずつ負担するもの。</li> <li>・所得制限基準額表 対象乳幼児の父又は母の所得額が、右の表の扶養親族等の人数に応じた所得制限額を超えた場合は非該当となる。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数(人)</th> <th>父又は母の所得額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>2,342,000</td></tr> <tr><td>1</td><td>2,722,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>3,102,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>3,482,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>3,862,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>4,242,000</td></tr> </tbody> </table>				扶養親族等の数(人)	父又は母の所得額(円)	0	2,342,000	1	2,722,000	2	3,102,000	3	3,482,000	4	3,862,000	5	4,242,000
扶養親族等の数(人)	父又は母の所得額(円)																	
0	2,342,000																	
1	2,722,000																	
2	3,102,000																	
3	3,482,000																	
4	3,862,000																	
5	4,242,000																	
	市単独事業 県の所得制限額に1,200千円をかさ上げし、入院費用について市で負担している。	町単独事業 県事業の所得制限を超える者について、町単独事業の対象としている。	町単独事業 県事業の所得制限を超える者について、町単独事業の対象としている。	町単独事業 県事業の所得制限を超える者について、町単独事業の対象としている。														
地域子育て支援センター	国・県補助事業として石脇西保育園に委託して設置している。 （小規模型）	国・県補助事業として矢島保育園に委託して設置している。 （小規模型）	児童センター及び町内保育園において、相談事業等に対応している。	ゆり保育園において、相談事業等に対応している。														
放課後学童クラブ	実施主体 社会福祉法人（3カ所） 開設場所 石脇北保育園 セミナーハウス 鶴舞小学校空き教室 利用料あり （施設運営協力金・暖房費徴収）	実施主体 社会福祉法人（1カ所） 開設場所 子ども館 利用料なし	実施主体 町（2カ所） 社会福祉法人（1カ所） 開設場所 児童センター 亀田学童保育センター 道川学童保育センター 利用料なし （おやつ持参）	実施主体 町（1カ所） 開設場所 ゆり保育園 利用料なし														

各市町の現況（平成15年4月1日現在）

項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町														
乳幼児医療	福祉医療（県事業） ・就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分について、県と市町が1/2ずつ負担するもの。 ・所得制限基準額表 対象乳幼児の父又は母の所得額が、右の表の扶養親族等の人数に応じた所得制限額を超えた場合は非該当となる。																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数(人)</th> <th>父又は母の所得額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2,342,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2,722,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,102,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3,482,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3,862,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>4,242,000</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数(人)	父又は母の所得額(円)	0	2,342,000	1	2,722,000	2	3,102,000	3	3,482,000	4	3,862,000	5	4,242,000	
扶養親族等の数(人)	父又は母の所得額(円)																	
0	2,342,000																	
1	2,722,000																	
2	3,102,000																	
3	3,482,000																	
4	3,862,000																	
5	4,242,000																	
	町単独事業 なし	町単独事業 県事業の所得制限を超える者について、町単独事業の対象としている。 (平成15年8月より適用)	町単独事業 県事業の所得制限を超える者について、町単独事業の対象としている。	町単独事業 福祉医療費支給要綱の適用を受けない者に対し入院費用の自己負担分を助成している。														
地域子育て支援センター	国・県補助事業として保健センター内に設置している。 (従来型)	町内保育園において、相談事業等に対応している。	西目保育園において、相談事業等に対応している。	国・県補助事業として直根保育園に設置している。 (小規模型)														
放課後学童クラブ	児童館活動として実施 開設場所 岩谷児童館 利用料なし	実施主体 社会福祉法人(1カ所) 開設場所 永慶保育園 利用料あり	児童館活動として実施 開設場所 西目町児童館 利用料なし (おやつ代徴収)	実施主体 町(3カ所) 開設場所 鳥海町学習センター 笹子学習センター 直根地区学童保育施設 (H15.6.1~ ) 利用料なし (おやつ代を親の会で徴収)														

具体的な調整方法

乳幼児医療 子育て支援センター 学童保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児医療については、矢島町、岩城町、由利町、東由利町及び西目町の例により実施し、就学前医療費の無料化を図る。</li> <li>・地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置を行う。</li> <li>・放課後学童クラブについては、要綱を統一して新市で実施する。児童館活動での対応は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> </ul>
----------------------------	--

調整内容	<p>1. 乳幼児医療については、矢島町、岩城町、由利町、東由利町及び西目町の例により実施し、就学前医療費の無料化を図る。</p> <p>2. 地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置を行う。</p> <p>3. 放課後学童クラブについては、要綱を統一して新市で実施する。児童館活動での対応は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5. 保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設定する。ただし、保育料が増額となる階層については合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一する。</p>
------	--

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)				
項目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
保育所	公立保育所	公立保育所	公立保育所(1施設) 亀田保育園 開設時期 昭和32年 建物面積 545m <sup>2</sup> 定員 60名	公立保育所(1施設) ゆり保育園 開設時期 昭和44年 建物面積 1,190m <sup>2</sup> 定員 150名
	なし	なし		
	公設民営保育所	公設民営保育所	公設民営保育所(1施設) 道川保育園 開設時期 昭和37年 建物面積 818m <sup>2</sup> 定員 120名	公設民営保育所 なし
	なし	なし		
	私立保育所(12施設) 本荘保育園 定員150名 風の子保育園 定員120名 ひかり保育園 定員90名 石脇東保育園 定員90名 石脇西保育園 定員200名 石脇北保育園 定員60名 中央保育園 定員90名 子吉保育園 定員60名 石沢保育園 定員45名 松ヶ崎保育園 定員30名 小友保育園 定員45名 内越保育園 定員120名	私立保育所(1施設) 矢島保育園 定員150名	私立保育所 なし	私立保育所 なし

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)

項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
保育所	<p>公立保育所(3施設)</p> <p><b>岩谷保育園</b> 開設時期 昭和40年 建物面積 1,187㎡ 定員 110名</p> <p><b>下川大内保育園</b> 開設時期 昭和44年 建物面積 785㎡ 定員 90名</p> <p><b>上川大内保育園</b> 開設時期 昭和45年 建物面積 749㎡ 定員 60名</p> <p>公設民営保育所 なし</p> <p>私立保育所 なし</p>	<p>公立保育所 なし</p> <p>公設民営保育所 なし</p> <p>私立保育所(2施設) みどり保育園 定員45名 永慶保育園 定員90名</p>	<p>公立保育所(1施設)</p> <p><b>西目保育園</b> 開設時期 平成14年 建物面積 615㎡ 定員 60名</p> <p>公設民営保育所 なし</p> <p>私立保育所 なし</p>	<p>公立保育所(3施設)</p> <p><b>川内保育園</b> 開設時期 昭和47年 建物面積 796㎡ 定員 90名</p> <p><b>直根保育園</b> 開設時期 昭和48年 建物面積 644㎡ 定員 40名</p> <p><b>笹子保育園</b> 開設時期 昭和49年 建物面積 808㎡ 定員 60名</p> <p>公設民営保育所 なし</p> <p>私立保育所 なし</p>

具体的な調整方法

保育所	公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
-----	--------------------------------

調整内容	<p>1. 乳幼児医療については、矢島町、岩城町、由利町、東由利町及び西目町の例により実施し、就学前医療費の無料化を図る。</p> <p>2. 地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置を行う。</p> <p>3. 放課後学童クラブについては、要綱を統一して新市で実施する。児童館活動での対応は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5. 保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設定する。ただし、保育料が増額となる階層については合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一する。</p>
------	--

各市町の現況 (平成15年4月1日現在)				
項目	本荘市	矢島町		由利町
保育料	(別紙1)			(別紙2)
被保護世帯		全ての区分	0円	全ての区分 0円
市町村民税 非課税世帯		3歳未満児 3歳以上児	5,800円 4,500円	3歳未満児 3・4歳児 5歳児 4,000円 3,000円 3,000円
市町村民税 課税世帯		3歳未満児 3歳以上児	15,000円 12,200円	3歳未満児 3・4歳児 5歳児 9,500円 8,000円 8,000円
所得税額 64,000円 未満		3歳未満児 3歳以上児	22,000円 19,500円	3歳未満児 3・4歳児 5歳児 18,500円 16,500円 10,000円
所得税額 64,000円以上 160,000円未満		3歳未満児 3歳以上児	25,000円 22,500円	3歳未満児 3・4歳児 5歳児 26,500円 23,000円 10,000円
所得税額 160,000円以上 408,000円未満		3歳未満児 3歳以上児	28,000円 25,500円	3歳未満児 3・4歳児 5歳児 27,000円 23,000円 10,000円
所得税額 408,000円 以上		3歳未満児 3歳以上児	33,000円 28,500円	3歳未満児 3・4歳児 5歳児 27,000円 23,000円 10,000円
2人以上同時 入所の場合	<b>第2階層～第6階層</b> 最も低額の児童が満額 次に低額の児童が半額 上記以外の児童は1/10 <b>第7階層～第10階層</b> 最も高額の児童が満額 次に高額の児童が半額 上記以外の児童は1/10	<b>第2階層～第4階層</b> 最も低額の児童が満額 次に低額の児童が半額 上記以外の児童は1/10 <b>第5階層～第7階層</b> 最も高額の児童が満額 次に高額の児童が半額 上記以外の児童は1/10	<b>第2階層以上</b> 最も低額の児童が満額 次に低額の児童が半額 上記以外の児童は1/10	<b>第2階層～第4階層</b> 最も低額の児童が満額 次に低額の児童が半額 上記以外の児童は1/10 <b>第5階層～第7階層</b> 最も高額の児童が満額 次に高額の児童が半額 上記以外の児童は1/10

項目	各 市 町 の 現 況 (平成15年4月1日現在)			
	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
保育料				
被保護世帯	全ての区分 0円	全ての区分 0円	全ての区分 0円	全ての区分 0円
市町村民税 非課税世帯	0歳児 6,000円 1・2歳児 4,000円 3歳以上児 3,000円	3歳未満児 5,000円 3歳以上児 3,000円	3歳未満児 4,000円 3歳以上児 3,000円	3歳未満児 5,400円 3歳以上児 3,600円
市町村民税 課税世帯	0歳児 13,000円 1・2歳児 11,000円 3歳以上児 8,500円	3歳未満児 12,000円 3歳以上児 10,000円	3歳未満児 7,000円 3歳以上児 6,000円	3歳未満児 11,700円 3歳以上児 9,900円
所得税額 64,000円 未満	0歳児 20,000円 1・2歳児 17,000円 3歳以上児 14,000円	3歳未満児 20,000円 3歳以上児 16,000円	3歳未満児 11,000円 3歳以上児 10,000円	3歳未満児 18,000円 3歳以上児 16,200円
所得税額 64,000円以上 160,000円未満	0歳児 29,000円 1・2歳児 23,000円 3歳以上児 19,500円	3歳未満児 30,000円 3歳以上児 25,000円	3歳未満児 16,000円 3歳以上児 14,000円	3歳未満児 26,700円 3歳以上児 24,900円
所得税額 160,000円以上 408,000円未満	0歳児 36,000円 1・2歳児 29,500円 3歳以上児 24,000円	3歳未満児 40,000円 3歳以上児 32,000円	3歳未満児 22,000円 3歳以上児 20,000円	3歳未満児 26,700円 3歳以上児 24,900円
所得税額 408,000円 以上	0歳児 40,000円 1・2歳児 35,000円 3歳以上児 25,000円	3歳未満児 48,000円 3歳以上児 35,000円	3歳未満児 30,000円 3歳以上児 26,000円	3歳未満児 26,700円 3歳以上児 24,900円
2人以上同時 入所の場合の 保育料減額	<b>第2階層～第4階層</b> 最も低額の児童が満額 次に低額の児童が半額 上記以外の児童は1/10 <b>第5階層～第7階層</b> 最も高額の児童が満額 次に高額の児童が半額 上記以外の児童は1/10	<b>第2階層～第4階層</b> 最も低額の児童が満額 次に低額の児童が半額 上記以外の児童は1/10 <b>第5階層～第7階層</b> 最も高額の児童が満額 次に高額の児童が半額 上記以外の児童は1/10	<b>第2階層～第4階層</b> 最も低額の児童が満額 次に低額の児童が半額 上記以外の児童は1/10 <b>第5階層～第7階層</b> 最も高額の児童が満額 次に高額の児童が半額 上記以外の児童は1/10	<b>第2階層～第4階層</b> 最も低額の児童が満額 次に低額の児童が半額 上記以外の児童は1/10 <b>第5階層～第7階層</b> 最も高額の児童が満額 次に高額の児童が半額 上記以外の児童は1/10

具 体 的 な 調 整 方 法	
保 育 料 保育料減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設定する。ただし、保育料が増額となる階層については合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一する。</li> <li>・ 国の保育所徴収金基準額表及び県のすこやか子育て支援事業に基づいて条例規則を統一する。</li> </ul>

(別紙 1)

項 目	本 庄		市	
	1 2 0 名定員		1 5 0 定員	
保育料				
被 保 護 世 帯	全ての区分	0円	全ての区分	0円
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	3 歳未満児	9,000円	3 歳未満児	9,000円
	3 歳児	6,000円	3 歳児	6,000円
	4 歳以上児	6,000円	4 歳以上児	6,000円
市 町 村 民 税 均 等 割 課 税 世 帯	3 歳未満児	18,500円	3 歳未満児	18,500円
	3 歳児	15,500円	3 歳児	15,500円
	4 歳以上児	15,500円	4 歳以上児	15,500円
市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	3 歳未満児	19,500円	3 歳未満児	19,500円
	3 歳児	16,500円	3 歳児	16,500円
	4 歳以上児	16,500円	4 歳以上児	16,500円
所 得 税 額 20,000円 未 満	3 歳未満児	28,000円	3 歳未満児	28,000円
	3 歳児	25,000円	3 歳児	25,000円
	4 歳以上児	25,000円	4 歳以上児	25,000円
所 得 税 額 20,000円以上 ～ 64,000円未 満	3 歳未満児	30,000円	3 歳未満児	30,000円
	3 歳児	27,000円	3 歳児	27,000円
	4 歳以上児	27,000円	4 歳以上児	27,000円
所 得 税 額 64,000円以上 ～ 160,000円未 満	3 歳未満児	38,000円	3 歳未満児	38,000円
	3 歳児	36,960円	3 歳児	34,660円
	4 歳以上児	30,770円	4 歳以上児	28,470円
所 得 税 額 160,000円以上 ～ 200,000円未 満	3 歳未満児	39,000円	3 歳未満児	39,000円
	3 歳児	36,960円	3 歳児	34,660円
	4 歳以上児	30,770円	4 歳以上児	28,470円
所 得 税 額 200,000円以上 ～ 408,000円未 満	3 歳未満児	39,000円	3 歳未満児	39,000円
	3 歳児	36,960円	3 歳児	34,660円
	4 歳以上児	30,770円	4 歳以上児	28,470円
所 得 税 額 408,000円 以 上	3 歳未満児	40,000円	3 歳未満児	40,000円
	3 歳児	36,960円	3 歳児	34,660円
	4 歳以上児	30,770円	4 歳以上児	28,470円

## (別紙 2)

項 目	岩 城 町	
保育料 被保護世帯	全ての区分	0円
市町村 非課税世帯	3歳未満児 3歳児	1,600円 1,400円
市町村 均等割課税世帯	3歳未満児 3歳児	6,700円 5,700円
市町村 所得割 5,000円未満	3歳未満児 3歳児	9,600円 7,500円
市町村 所得割 5,000円以上	3歳未満児 3歳児	11,400円 9,400円
所得税額 3,000円未満	3歳未満児 3歳児	13,100円 10,800円
所得税額 3,000円以上～15,000円未満	3歳未満児 3歳児	14,700円 12,300円
所得税額 15,000円以上～30,000円未満	3歳未満児 3歳児	16,300円 13,800円
所得税額 30,000円以上～60,000円未満	3歳未満児 3歳児	21,900円 19,300円
所得税額 60,000円以上～90,000円未満	3歳未満児 3歳児	26,000円 24,900円
所得税額 90,000円以上～120,000円未満	3歳未満児 3歳児	30,200円 28,900円
所得税額 120,000円以上～150,000円未満	3歳未満児 3歳児	31,800円 28,900円
所得税額 150,000円以上～180,000円未満	3歳未満児 3歳児	33,400円 30,200円
所得税額 180,000円以上～210,000円未満	3歳未満児 3歳児	35,100円 30,200円
所得税額 210,000円以上～290,000円未満	3歳未満児 3歳児	36,700円 31,500円
所得税額 290,000円以上～430,000円未満	3歳未満児 3歳児	38,300円 31,500円
所得税額 430,000円以上	3歳未満児 3歳児	40,000円 32,900円